

2-2-④ BM. 自動車図書館のアウトリーチ地域サービス

□ 全域奉仕のための自動車図書館(BM)サービスの運行

市民の5割、約39,000人の方々は、現状の東・西図書館と3つの分館の徒歩利用圏域から外れて暮らしています。世代別に生活や移動の様式も分化して昼間の滞在施設が多様です。また、舞鶴市では、高齢化や公共交通手段不充足という都市課題も認識され、**不自由ない図書館アクセスには課題**があります。そこで、全ての市民に平等に、その生活スタイルに合わせて図書館サービスがつながるために、自動車図書館によるアウトリーチサービスを構想します。

□ 図書館から遠い、半分の市民に届くBMアウトリーチサービス

自動車図書館(3500冊搭載)と配本車(600冊)を用いて、スタッフ2人(司書1人と応援運転手)が小中学校・幼稚園保育園、老人施設、病院、地域中心店舗、郊外の駅や移動販売車駐車場で資料提供します。(50~100箇所の拠点を想定)

運行は、平日の週4日で、一日4~6ポイント、16コースを仮想します。当面は対象施設の半分50拠点が受入れを希望されるとして2週間に一度訪問。洗い出された全て100拠点を廻る段階では、同じシステムで月に一度訪問か、2週間に一度を守るように配本車との分担やBM2台体制化など対応します。

開館後当面の年間貸出目標冊数の8%、4万冊貸出をBMサービスの目標にします。サービスポイント選択(費用対効果)を検証し、事業を柔軟に運営します。

経費は、車両経費、2名週4日の人件費、BM資料費などが想定されます。併せて、新中心館整備に含めるべき基地と設備の計画条件(車庫、書庫、装備スペース)を構想します。BM用資料は副本が必要になり専用書庫が必要で、BMと配本車車庫、装備やコンテナ作業スペースも必要です。



小学校へのサービスは休み時間に合わせて出かけて店を開き。保育園や幼稚園へのサービス、要望に合わせて紙芝居や絵本など図書を入れ替える。お話をランティアと一緒に出かける。利用が集中するので配本車のコンテナも並べて貸出をする。



※5つの分館や小中学校や幼稚園保育園へは、図書充補と敷地内での貸出しを想定するが、中央図書館徒歩圏内の施設であれば、「学級招待」等でBM奉仕の割愛も可能になるだろう。



中学校や学童保育には放課後の時間帯に合わせるとよい。先生リクエストの授業用資料や団体貸出教材も運んでゆく。で忙しい看護師やスタッフも利用する。予約本を配達する。



千葉県K市全域を廻る トラック改造型自動車図書館。3000~3500冊を収容、通路に本箱コンテナを積載する。



福岡県K町の配本車。本のコンテナで600冊積載する。分館や学校図書館へ配本。BM併走で4000冊を届ける。

□ BMサービスの運用イメージ

- ・居住環境の徒歩圏として市域を眺めると、6つ程の中心支援施設を囲む地域が16ありサービスユニットとして想定できる。
- ・BMサービスポイントとして想定される施設数は全て要請があれば、107箇所ある。
- ・全施設に月1回なら、施設以外ポイントを加え、訪問数は最大で月96箇所となる。
- ・BM1台で週4日、16コース運行、96箇所に対応できる。配本車運行の併行や、全施設要請までの時間や歩留まりを読むと、施設別の月訪問回数の調整もできる。

※郊外のサービス拠点のイメージとしては、駅舎前の駐車場や、移動販売車方式など集客拠点や時間帯に協調する手法も考えられる。

※他市の事例では、バス改造型BM採用で普通マニュアル免許の職員運行を可能にしたり、高齢者雇用制度で運転手を確保するなど工夫がある。

2-2-⑤ 小・中学校図書館の充実方策と公共図書館連携支援

□学校図書館充実方策を立案し具体化する準備推進体制を立ち上げたい

- ・第一に、舞鶴市の18小学校 7 中学校の学校図書館の状況を統計的に把握します。
(学校毎に児童生徒 1 人資料費、学校毎の貸出冊数、児童生徒 1 人年間貸出冊数)
- ・文科省方針や先進市に倣い、現状分析から改充実整備計画の立案を検討します。
- ・研究計画体制は、小中教育研究会図書館部会、校長会、舞鶴市学校教育課、舞鶴市図書館、教育委員会などの参画協働で進めていくように検討します。

□「文科省通知と第6次5カ年計画」で学校図書館の充実を立案したい

- ・令和4年度からの「文科省第6次学校図書館図書等整備5カ年計画」の方針に倣い、地方財政措置を活用し、3つの未整備の課題解決について検討します。
- ①現状の学校図書館の資料について計画的な整備に取り組みたい。
- ②和英新聞や専門紙配備ほか情報センター化やリテラシー教育に取り組みたい。
- ③近年0配置であった学校司書の適切な配置を具体化する方策に取り組みたい。

□公共図書館は、全市図書館システムとして学校図書館充実を支援したい

- ・学校図書館の目的は学校教育の充実向上にあります。加えて「広く深い学び」「調べ学習」「豊かな読書環境」を支える図書資料の構築や情報の提供を学校図書館単独で達成することは難しいので、これを公共図書館が連携して支援します。
- ・学校図書館群が充実整備されていく過程で、舞鶴市図書館システムに連携して資料受入れ、共通書誌化、共通総合運用など、先進市方式の導入も考えられます。
- ・学校教育は生涯学習の入口であり、図書館利用リテラシーを青少年期に身につけることにつながれば、図書館で生涯学び続ける舞鶴市民の創出施策になります。



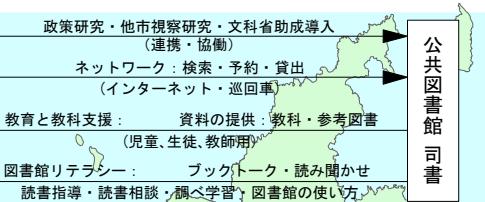
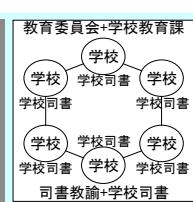
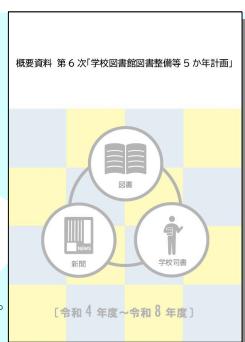
長崎I市で再整備されたモデル学校図書館。PTA会議室接続で居場所溜まり場を造る。



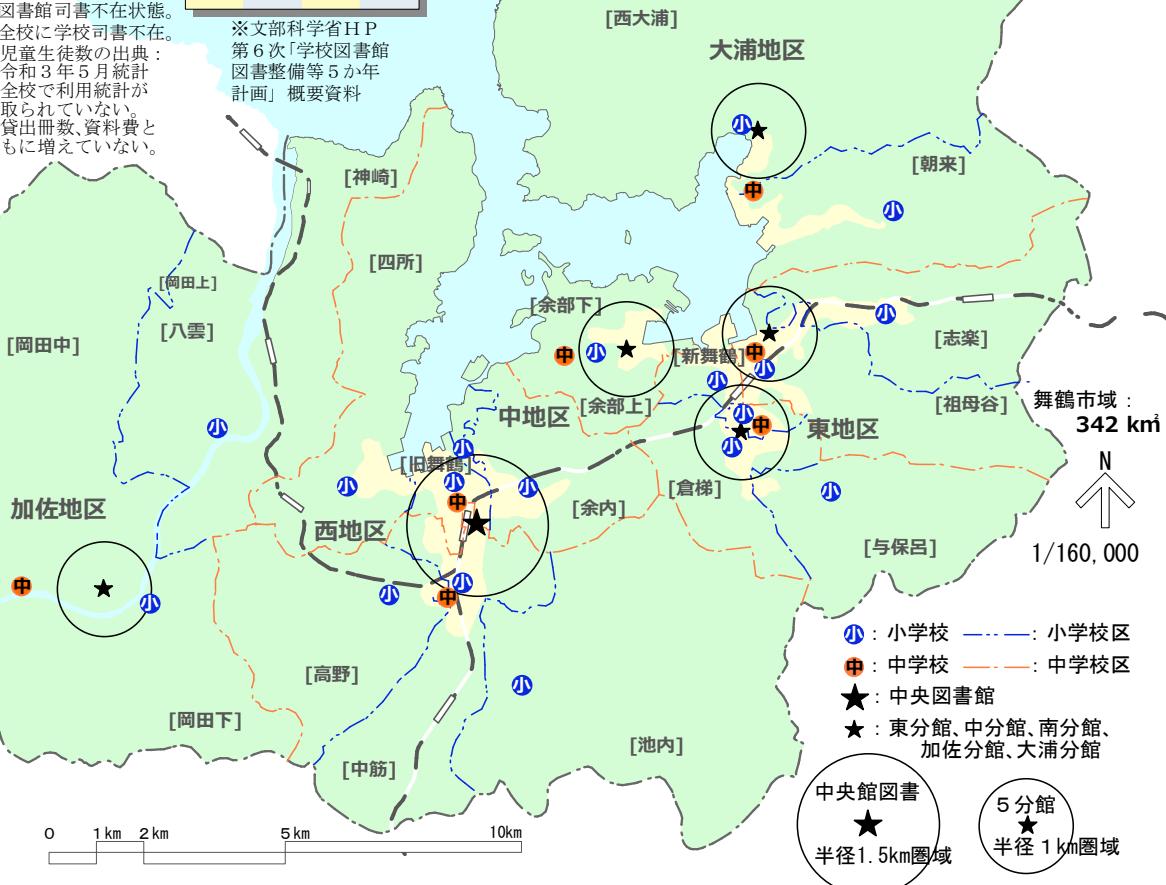
晴天の昼休みや放課後に小学校昇降口前にコンテナを並べて児童を集める移動図書館。

18小学校名	C L	児童数	7 中学校名	C L	児童数
新舞鶴小	20	585	青葉中	15	527
三笠小	6	144	白糸中	12	435
倉梯小	17	459	和田中	3	103
倉梯第2小	12	248	城南中	12	413
与保呂小	6	126	城北中	13	442
志楽小	14	368	若浦中	4	113
朝来小	6	121	加佐中	3	64
大浦小	6	52	中学校合計	62	2097
中舞鶴小	8	230			
明倫小	12	284			
吉原小	5	33			
余内小	20	362			
池内小	5	43			
中筋小	13	628			
福井小	6	100			
高野小	6	136			
岡田小	6	71			
由良川小	5	46			
小学校合計	175	4036			

※11小学校が12クラス未満。
司書教諭は忙しくて、
図書館司書不在状態。
全校に学校司書不在。
※児童生徒数の出典：
令和3年5月統計
全校で利用統計が
取られていない。
貸出冊数、資料費と
ともに増えていない。

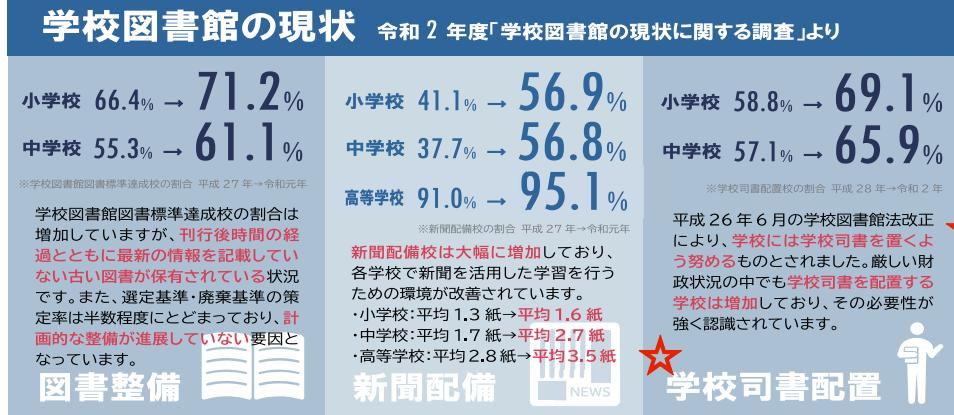


※公共図書館が、学校図書館の資料充実と学校司書派遣の立ち上げを専門的支援として代行し、のちに学校教育に移管した南相馬市方式も、具体化研究のとき先例材料になる。



◆ 文部省「学校図書館図書等整備5カ年計画」の3つの柱

□文部科学省 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料



<本年公告>
令和4年1月24日

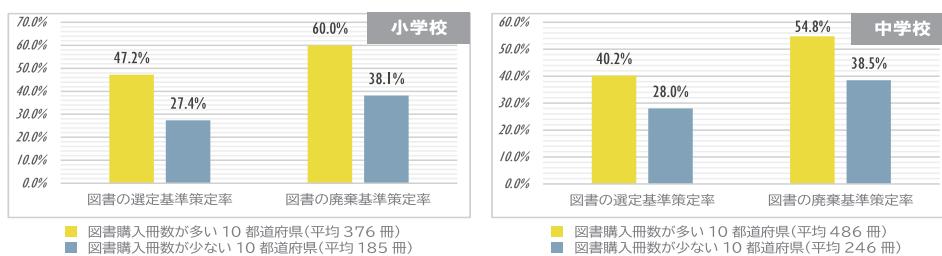


※出典：文部科学省HP
第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料

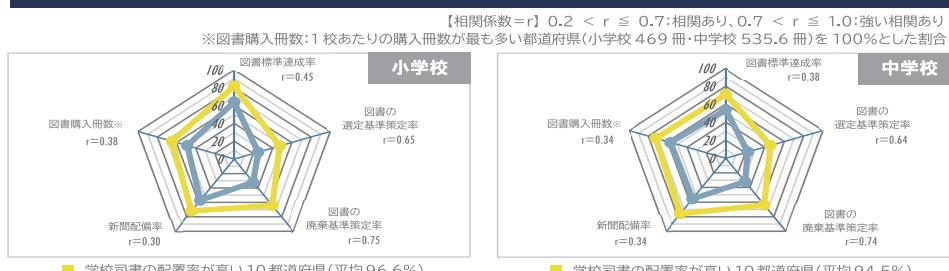
※文科省が25年間推進してきた「学校図書館図書等整備5カ年計画」の3つの柱は、以下3点です。
 ①図書資料の計画的な整備
 ②和英新聞や専門紙の配備
 ③学校司書の適切な配置
 いづれも、舞鶴市の中学校の図書館では未整備の3要素です。

「学校図書館の現状に関する調査」分析結果

図書購入冊数が多い都道府県は、図書の選定基準・廃棄基準の策定率が高い傾向にある。



学校司書の配置率が高い都道府県は、図書標準達成率、図書の選定基準・廃棄基準の策定率、新聞配備率が高く、図書購入冊数も多い傾向にある。



※第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の応募締切りは?
 • 舞鶴市は令和4年度の応募と導入が可能だろうか?

★ ! 学校図書館を計画的に整備している都道府県は、その成果が数値に現れました。★

計画の内容 令和4年度→令和8年度

★ ! 令和4年度からの5年間で、全ての小中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ります。★

単年度総額 480 億円 / 5か年総額 2,400 億円

各学校における学校図書館図書標準達成を目指すための新たな図書の整備に加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から、図書の廃棄・更新を進めための選定基準・廃棄基準を策定し、古くなった本を新しく買い替えることを促進します。

単年度 199 億円 / 総額 995 億円
(不足冊数分) 単年度 39 億円 / 総額 195 億円
(更新冊数分) 单年度 160 億円 / 総額 800 億円

本計画の目標
学校図書館図書標準 100%達成
計画的な図書の更新を実施

学校図書館図書の整備

□文部科学省 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料



※学校図書館図書標準 文部科学省の定める、学校規模(学級数)に応じた蔵書の整備目標。

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm**学校図書館整備にあたっての留意事項****「学校図書館ガイドライン」の活用について**

「学校図書館ガイドライン」(平成28年11月策定)は、学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示しています。引き続きガイドラインの活用を図るようお願いします。

「学校図書館ガイドライン」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm

**学校図書館図書の計画的な整備について**

校長は「学校図書館長」としての役割も担っています。(「学校図書館ガイドライン」より)校長のリーダーシップのもと、図書の現状把握を行い、図書の選定・廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定に努めるようお願いします。

**新聞の複数紙配備について**

本計画では、小学校において複数紙を配備できるよう、必要な経費を新たに盛り込みました。児童・生徒の発達段階や、学校・地域の実情に応じ、適切な新聞の複数紙配備に努めるようお願いします。全国紙・地方紙以外にも、小学生新聞・中高生新聞・専門紙・英字新聞等の配備が想定されます。

**学校司書の適切な配置について**

学校司書の専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて学校図書館の人的整備の拡充を図るようお願いします。なお特別支援学校においては、読書バリアフリー法の成立などを踏まえて配置拡充に努めるようお願いします。

**教育委員会における支援の充実について**

学校および学校図書館への支援のため、学校図書館担当指導主事の配置や定期的な研修を実施するほか、学校図書館支援センターの設置・活用、学校図書館指導員などの配置に努めるようお願いします。

! 地方財政措置は、使途を特定しない一般財源として措置されています。

! 各自治体において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。

! 教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要です。



! 各自治体においては、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします。

※左記の配置拡充を「図ります」の主体は、
地方自治体(地方交付税配分)と
教育委員会(施策実施)となる。
(配布された地方交付税の目的外
流用が問題視されている。)

※学校図書館支援センターや指導員の設置・配置に努めるよう、文部科学省が過去25年間地方自治体の教育委員会にお願いをしてきている。

◆ 学校図書館の整備充実について

□舞鶴市の学校図書館整備充実化は、どんな体制で具体化が図られるか

全国の学校図書館の整備充実の先例や、文科省政策研究や助成制度を研究して、現状の舞鶴市小中学校図書館の実態調査から実施計画へと、具体化に取組む体制再編が必要です。公共図書館は学校への直接奉仕だけでなく、政策研究支援や協働に取組む必要があります。

各都道府県教育委員会教育長 28文科初第1172号
各指定都市教育委員会教育長 平成28年11月29日
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を 文部科学省初等中等教育局長
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項 藤原 誠
の認定を受けた各地方公共団体の長

2016年 学校図書館の整備充実について（文科省通知）

学校図書館は、学校図書館法において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備であるとされています。

文部科学省では、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方等について検討するため、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、本年10月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」（以下「本報告」という。）（別添参考資料）を取りまとめていただいたところです。

このたび、本報告を踏まえ、文部科学省として、別添のとおり「学校図書館ガイドライン」（別添1）及び「学校司書のモデルカリキュラム」（別添2）を定めましたので、お知らせします。

貴重におかれましては、下記の事項に御留意いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知について周知を図るようお願いします。

記

1 「学校図書館ガイドライン」について

「学校図書館ガイドライン」は、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したものであること。本ガイドラインを参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要であること。

2 教育委員会等における取組

- (1) 学校が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進することが重要であること。特に、図書館資料の面では、学校図書館図書標準を達成していない学校への達成に向けた支援や、廃棄・更新についての支援等が重要であること。
- (2) 司書教諭については、学校図書館法における司書教諭の配置に関する規定に基づき、12学級以上の学校に必ず司書教諭を配置することを徹底する必要があること。加えて、司書教諭が学校図書館に関する業務により専念できるよう、校務分掌上の工夫に取り組むとともに、11学級以下の学校における配置の推進にも積極的に取り組むことが重要であること。
- (3) 学校司書の配置については、職務が十分に果たせるよう、その充実に向けた取組とともに、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることから、継続的な勤務に基づく知識や経験の蓄積が求められることを踏まえ、一定の資質を備えた学校司書の配置やその支援を継続して行うことが重要であること。
また、「学校司書のモデルカリキュラム」は、学校司書が職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいものであり、教育委員会等においては、大学等における開講状況や学生等の履修状況等も踏まえつつ、将来的にモデルカリキュラムの履修者である学校司書を配置することが期待されること。
- (4) 司書教諭や学校司書を対象とした研修を実施するなど、その資質能力の向上を図ることが重要であること。研修内容等については、職務経験や能力に応じて研修内容の構成及び研修方法を工夫して設定することが重要であること。

3 学校における取組

- (1) 学校においては、校長のリーダーシップの下、学校図書館の適切な運営や利活用など学校図書館の充実に向けた取組を推進することが重要であること。
特に、学習指導要領等を踏まえ、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実することが重要であること。
- (2) 学校図書館を利活用した授業に関する校内研修を計画的に実施することが重要であること。その際、研修内容や研修方法の工夫を図ることが有効であること。
- (3) 学校図書館の運営の改善のため、P D C Aサイクルの中で、読書活動など児童生徒の状況等を含め、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図ることが重要であること。

（別添1）「学校図書館ガイドライン」

（別添2）「学校司書のモデルカリキュラム」（PDF:86KB）

（別添参考資料）「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」（PDF:704KB）

お問合せ先 ・総合教育政策局地域学習推進課 ・総合教育政策局教育人材政策課

※文部科学省は、令和3年1月
第6次「学校図書館図書整備等
5カ年計画」を通知した。
過去25年間の全国的な学校
図書館充実化の集大成として
整備方針と助成制度を示した。

※また、文科省は平成28年11月
学校図書館整備充実の進め方
について、その研究成果をま
とめて地方自治体教育委員会
教育長に通知している。（左記）

舞鶴市小中学校の学校図書館
の整備充実施策についても、
今後、公共図書館と連携した
研究と実践が行われる場合に、
公共図書館側からの支援協働
にも様々な手法や前例があり、
図書館政策としての研究が必
要になる。

※舞鶴市での今後の「学校図書
館図書整備等計画」参考資料
として、「舞鶴市図書館基本
計画資料編」に、図書館基本
計画審議会資料とした先進他
市事例を整理した。

- 「先例：茅野市全域での学校
図書館資源共有化」
- 「先例：茅野市学校図書館の
学習情報センター化」
- 「先例：学校図書館と公共図
書館の流通システム」